

入札条件及び指示事項 (工事用)

入札条件	<p>1 入札心得</p> <p>入札参加者は、入札公告、設計図書及び工事現場等を十分に理解し、信義誠実の原則を守るとともに、「入札の心得」及び下記事項に留意して入札しなければならない。</p> <p>(1) 入札参加者は、刑法及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等の関係法令の規定を遵守し、入札の公正性及び公平性を害する行為を行ってはならない。</p> <p>(2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。</p> <p>(3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。</p> <p>2 申請様式等</p> <p>この入札に関連する情報及び申請様式については、長門市監理管財課ホームページに掲載するので、入札参加者は必要な書類を適宜ダウンロードして閲覧又は使用すること。</p> <p>(https://www.city.nagato.yamaguchi.jp/soshiki/58/47891.html)</p> <p>3 電子入札システムの利用</p> <p>(1) 入札方法</p> <p>建設工事等の入札については、原則電子入札システムによること。</p> <p>ただし、電子入札システムを利用できない特別な事情がある場合に限り、書面（紙）による入札参加を認める。</p> <p>(2) 利用方法等</p> <p>電子入札システムを利用する者は、「長門市電子入札実施要領」に定める事項に留意すること。</p> <p>また、電子入札システムの利用については、長門市電子入札ポータルサイトを参照し、必要な準備を行うこと。</p> <p>(https://www.city.nagato.yamaguchi.jp/soshiki/58/47891.html)</p> <p>4 設計図書等の配布</p> <p>(1) 掲載場所及び日時</p> <p>入札に必要な設計図書等については、入札公告又は指名通知の日に、長門市電子入札ポータルサイトの入札情報公開サービスに掲載する。</p> <p>(https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/KF001ShowAction?name1=0620066006A006A0)</p> <p>(2) 掲載の終了</p> <p>開札日の前日（休日等を除く。）に掲載を終了する。</p>
------	---

入札条件及び指示事項 (工事用)

5 入札に関する質問

(1) 質問の方法及び受付期間

入札公告及び「入札の心得」に定めるとおりとする。

(2) 回答の方法

入札公告及び「入札の心得」に定めるとおりとする。

(3) 掲載の終了

開札日の前日 (休日等を除く。) に掲載を終了する。

6 入札の執行

(1) 入札書に記載する金額

落札者を決定するに当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額) をもって落札価格とするので、入札書を提出する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出方法

「長門市電子入札実施要領」及び「電子入札における紙入札の手引き」に定める事項に留意して、入札書を提出すること。

ア 電子入札システムにより提出する場合

入札書受付期間内に電子入札システムにおいて、入札金額及びくじ番号を入力し、工事費内訳書を添付して送信すること。

イ 書面により提出する場合

入札書受付期間内に入札書、工事費内訳書及び紙入札参加承認願 (承認書) を封筒に入れ、封印したものを持参又は郵便 (一般書留郵便又は簡易書留郵便) により提出すること。また、封筒の表面には、「入札書在中」と朱書きすること。

※書面により入札書を提出する場合は、「長門市電子入札実施要領」に定めるところにより、事前に紙入札参加承認を受けなければならない。

(3) 共同企業体名称の登録

電子入札システムで入札書又は、競争参加資格確認申請書を提出する際に共同企業体名称を登録する必要がある場合は、全角 40 文字以内となるよう工事名を省略して入力すること。

【記載例】 A 建設・B 工業・C 組特定建設工事共同企業体

(4) 建設業法第 26 条第 3 項ただし書の規定の適用を受ける主任技術者又は監理技術者の配置を予定する場合は以下のとおりとする。

ア 第 1 号の規定の適用を受ける主任技術者又は監理技術者 (以下、「専任特例 1 号の主任技術者又は監理技術者」という。) の配置を予定する場合

入札参加資格確認申請提出時に、書面 (任意様式) により、その旨を申し出るものとする。

入札条件及び指示事項 (工事用)

イ 第 2 号の規定の適用を受ける監理技術者 (以下「専任特例 2 号の監理技術者」という。) の配置を予定する場合

入札公告に示す専任特例 2 号の監理技術者の配置を条件により認める工事において、長門市条件付一般競争入札事務処理要領別記第 3-2 号様式 (専任特例 2 号の監理技術者の配置を予定している場合の確認事項) の添付があることを以て、兼務可能であるものとし、入札参加資格の確認を行うものとする。

(5) 入札書の訂正等

入札書を提出した後は、いかなる場合も書換え、引換え又は撤回することができない。

(6) 入札の実施回数

入札公告及び「入札の心得」に定めるとおりとする。

(7) 入札書を提出しない場合の取扱い

「入札の心得」に定めるとおりとする。

(8) 費用負担

入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、入札参加者の負担とする。

7 技術提案資料

この入札が総合評価方式により実施される場合、入札参加者は技術提案資料を提出しなければならない。この場合の取扱いは、次に掲げるとおりとする。

(1) 提出方法

「長門市電子入札実施要領」及び「入札の心得」に定めるとおりとする。

(2) 作成説明会

技術提案資料の作成方法等に関する説明会は、原則として行わない。

(3) 提出書類の訂正

「入札の心得」に定めるとおりとする。また、受理した技術提案資料については、返却しない。

(4) 費用負担

技術提案資料の作成に要する費用は、入札参加者の負担とする。

8 入札の辞退

「長門市電子入札実施要領」及び「入札の心得」に定めるとおりとする。

9 入札の延期又は中止

電子入札システムの障害等により電子入札ができない場合は、入札の延期又は入札方法を変更するなどの処置を行うものとする。

それ以外については、「入札の心得」に定めるとおりとする。

10 再度入札

入札条件及び指示事項 (工事用)

	<p>入札公告、「長門市電子入札実施要領」及び「入札の心得」に定めるとおりとする。</p>
11	<p>入札の無効</p> <p>「長門市電子入札実施要領」及び「入札の心得」に定めるとおりとする。</p>
12	<p>入札の失格</p> <p>「入札の心得」に定めるとおりとする。</p>
13	<p>先抜け方式</p> <p>この入札が先抜け方式による場合は、「長門市先抜け方式入札実施要領」に定めるとおりとする。ただし、何らかの原因により、同時発注した工事のいずれかの入札が同一日に執行できなくなった場合は、当該工事の入札は先抜け方式の対象から除外されるものとする。</p>
14	<p>低入札価格調査等</p> <p>(1) 制度要領等</p> <p>この入札が低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適用対象工事である場合、入札参加者は「長門市低入札価格調査制度実施要領」又は「長門市最低制限価格制度実施要領」に定める事項に留意すること。</p>
15	<p>落札決定の方法</p> <p>「長門市電子入札実施要領」及び「入札の心得」に定めるとおりとする。</p>
16	<p>入札の公平性・公正性の確保</p> <p>(1) 入札・契約手続の取り止め</p> <p>予定価格、入札公告、発注図書、質問への回答等の「入札の前提となる条件」に不整合があった場合等において、発注者が入札の公平性・公正性が確保できないと判断した場合は、落札決定前にあつては入札を中止し、落札決定後契約締結前にあつては落札決定を取り消す。</p> <p>(2) 建設工事等における積算内容確認の実施</p> <p>設計金額が 200 万円を超える工事については、「長門市建設工事等における積算内容確認の実施要領」の定めにより積算内容確認の手続きを行う。</p> <p>(3) 予定価格の公表</p> <p>設計金額が 200 万円を超える全ての工事において、予定価格の公表を「事後公表」とする。</p> <p>なお、災害復旧等の特別な工事については、「事前公表」する場合がある。</p>
17	<p>契約の締結</p> <p>(1) 契約書の作成</p>

入札条件及び指示事項 (工事用)

発注者は、契約書案を作成し落札者に提示する。

落札者は、契約書案と入札公告、入札情報又は契約予定工事通知の内容を確認し、指定された契約約款を使用して契約書を作成するとともに、契約を締結する日までに発注者に提出しなければならない。

(2) 議会の承認

予定価格が 1 億 5,000 万円以上の請負契約については、議会の承認の議決を要するため、落札後仮契約を締結し、議決を経た後本契約を締結する。

(3) 契約の解除等

落札者が契約締結までの間に入札参加資格の制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

なお、予定価格が 1 億 5,000 万円以上の請負契約については、仮契約後議会の議決までの間に入札参加資格の制限又は指名停止を受けた場合は、仮契約を解除する。

18 契約保証金

この入札が、契約保証金の納付が必要とされている工事である場合は、次のとおり取扱う。

(1) 納付又は免除

入札公告又は設計図書等によって契約の保証を求められている場合は、契約書の提出と同時に、契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付又は提供しなければならない。(契約保証金の全部又は一部を免除された場合を除く。)

ただし、契約の締結に議会の承認を要する案件である場合は、仮契約の段階においては契約保証金を求めないものとし、議会の議決を得る日までに納付するものとする。納付日については、発注者と協議する。

落札者は、契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付すること。ただし、国債(利付国債に限る。)の提供又は金融機関若しくは公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和 27 年法律第 184 号)第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証又は債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約を締結した場合、設計金額が 1,000 万円未満の工事の場合は、契約保証金を免除する。

(2) 変更

契約内容に変更があったことにより、契約保証金の額等を変更する場合は、次のとおり取扱う。

ア 請負金額を増額する場合

変更後の請負代金の額が当初の請負代金額の 2 倍以上となるときは、契約保証金の額を変更後の請負代金の額の 100 分の 10 以上となるように増額変更する。ただし、工期末に行う設計変更の場合及び当初契約保証金の納付を要しないとしていた場合は除く。

入札条件及び指示事項 (工事用)

このほか、発注者が特に必要があると認めるときは、契約保証金の額を変更後の請負代金の 100 分の 10 以上となるように増額変更する。

イ 請負金額を減額する場合

受注者は、発注者に対し、契約保証金の額を変更後の請負代金の額の 100 分の 10 以上となるように減額変更するよう申し出ることができる。ただし、有価証券及び履行保険の場合は、減額は行わない。

ウ 工期を変更する場合

金融機関の保証又は履行保証保険の場合は、変更後の保証期間が変更後の工期を含むよう変更する。

(3) 返戻

工事が完成した場合で、契約保証金の返戻を受けようとする場合の取扱いは、次のとおりとする。

保証の種類	返戻の申請方法
現金納付	契約保証金還付請求書及び保管証書を発注者に提出すること。
有価証券	保管有価証券払出証交付請求書及び保管証書を発注者に提出すること。
金融機関の保証	保証証書(証券)返戻申出書兼受領書を発注者に提出すること。
保証事業会社の保証	原則手続きを要しないものとする。ただし、県外の支店が保証した場合は必要となることがあるので、その場合は、保証証書(証券)返戻申出書兼受領書を発注者に提出すること。
履行保証保険証券	手続きを要しない。
公共工事履行保証証券	手続きを要しない。

19 現場代理人及び配置技術者

(1) 現場代理人

現場代理人の配置及び常駐義務の緩和措置については、「長門市建設工事における現場代理人取扱要領」による。

(2) 配置技術者の雇用関係

監理技術者又は主任技術者(以下「配置技術者」という。)と受注者との間の雇用関係については、監理技術者制度運用マニュアルにおける「二-四 監理技術者等の雇用関係」によること。

契約後の配置技術者の変更は、「監理技術者等(監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者)の途中交代の取扱いについて(令和7年2月1日山口県土木建築部技術監理課決定)」によるものとする。

(3) 主任技術者又は監理技術者の兼務要件

本工事において、建設業法第 26 条第 3 項ただし書の規定の適用を受ける主

入札条件及び指示事項 (工事用)

任技術者又は監理技術者の配置を行う場合は以下のとおりとする。

ア 専任特例 1 号の主任技術者又は監理技術者を配置する場合は、監理技術者制度運用マニュアルにおける「三 監理技術者等の工事現場における専任 (2) 主任技術者又は監理技術者の専任配置の特例」の専任特例 1 号の要件を満たさなければならない。

イ 専任特例 2 号の監理技術者を配置する場合は、以下の(ア)～(イ)の要件を全て満たさなければならない。

(ア) 建設業法第 26 条第 3 項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者 (以下「監理技術者補佐」という。) を専任で配置すること。

(イ) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第 27 条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

(ロ) 監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

(ハ) 同一の監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に 2 件までとする。(ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの(当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。)については、これら複数の工事を一の工事とみなす。)

(ニ) 監理技術者が兼務できる工事の施工場所は、本工事の施工場所から概ね 10k m以内、又は長門市内の工事でなければならない。なお、兼務する工事の発注機関は問わない。

(ホ) 監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行できること。

(ヘ) 監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

(ト) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

(4) 専任特例 2 号の監理技術者及び監理技術者補佐の確認

建設業法第 26 条第 3 項第 2 号及び建設業法施行令第 27 条第 1 項に該当する場合は、当該技術者は専任でなければならない。(現在従事している工事の従事役職が主任技術者又は監理技術者であり、本工事と重複する期間が生じる可能性がある場合、当該技術者は本工事における工期の始期以降、他工事において専任していないこと、かつ現場施工に着手する時点で他工事が完成しており当該工事に専任できること。)

ただし、専任特例 2 号の監理技術者の配置を行う場合は本工事を含め 2 工事を上限とし兼務ができるものとする。また、この場合において、本工事に専任で配置を行う監理技術者補佐は、本工事における監理技術者補佐として配置後、他工事において専任していないこと、かつ現場施工に着手する時点で

入札条件及び指示事項 (工事用)

他工事が完成しており当該工事に専任できること。なお、専任特例 2 号の監理技術者を配置する場合、常駐義務を要する現場代理人との兼務は認めない。

また、本工事に専任特例 2 号の監理技術者を配置する場合、入札条件及び指示事項 19 の (3) の要件を満たしていることを確認するため、落札決定後速やかに確認できる資料 (別紙 1 参照) を提出すること。なお、条件付一般競争入札においては、別記第 3-2 号様式を提出した者に限る。

(5) 配置技術者の変更

配置技術者の変更については、下記のとおり取扱う。

ア 落札者の決定前 (一般競争入札及び条件付一般競争入札)

落札候補者となった者が提出する「入札参加資格確認申請」において変更を行う場合を除き、申請した配置技術者を変更できないものとする。

イ 落札決定後契約締結前 (一般競争入札及び条件付一般競争入札)

配置技術者の変更は、死亡、傷病、出産、育児、介護、退職又は転勤の場合に限り認める。

ウ 契約締結後 (一般競争入札、条件付一般競争入札及び指名競争入札)

「監理技術者等 (監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者) の途中交代の取扱いについて (令和 7 年 2 月 1 日山口県土木建築部技術監理課決定)」によるものとする。

(6) 配置技術者の専任期間

配置技術者の専任期間については、監理技術者制度運用マニュアルにおける「三 (2) 監理技術者等の専任期間」によること。なお、専任を要さない期間のうち、請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間 (現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間) は、下記のとおり取扱う。

他の工事に従事している配置技術者が当該工事と重複する可能性がある場合、現場施工に着手する時点 (特記仕様書に定めのある場合を除き、工事開始日以降 30 日以内) から当該工事に専任できる場合は、現場施工に着手するまでの間は配置技術者の専任を要しない。

20 支払条件等

(1) 前払金

工事 1 件の請負代金の額が 130 万円以上の工事について、請負代金の額の 4 割を超えない金額 (10 万円未満の端数切捨て) を支払う。

(2) 部分払

請求できる回数は、下表のとおりとする。部分払の対象工事においては、中間前金払と部分払を併用することができる。ただし、部分払の支払いを受けた後に、中間前金払を請求することはできない。

請負代金の額	支払回数
1,000 万円未満	1 回以内
1,000 万円以上	2 回以内

入札条件及び指示事項 (工事用)

(3) 中間前払金

工事 1 件の請負代金の額が 130 万円以上の土木建築に関する工事について、以下の要件を満たしているかについて発注者の認定を受けた場合に、請負代金の 2 割を超えない金額 (10 万円未満の端数切捨て) を支払う。

ア 工期の 2 分の 1 を経過していること。

イ 工程表により工期の 2 分の 1 を経過するまでに実施すべきとされている当該工事に係る作業が行われていること。

ウ 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の 2 分の 1 以上の額に相当すること。

(4) 債務負担行為の場合の特例

この契約に債務負担行為が設定されている場合は、(1) から (3) に掲げる「請負代金の額」を「各年度における出来高予定額」に読み替えるものとする。

入札条件及び指示事項 (工事用)

指示事項	<p>1 施工管理基準等</p> <p>受注者は、土木工事の施工に当たっては、入札公告日又は指名通知日における最新の「山口県土木工事共通仕様書」及び「山口県土木工事施工管理基準」によること。</p> <p>港湾工事、港湾海岸工事その他これらに類する工事の施工に当たっては、入札公告日又は指名通知日における最新の「山口県土木工事共通仕様書（港湾編）」及び「山口県土木工事施工管理基準（港湾編）」によること。これらの共通仕様書、施工管理基準は、山口県土木建築部技術管理課のホームページを参照のこと。</p> <p style="text-align: center;">(https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a18000/siyousho/top2.html)</p> <p>建築工事の施工に当たっては、入札公告日又は指名通知日における最新の「公共建築（改修）工事標準仕様書（建築工事編）」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）、「公共建築（改修）工事標準仕様書（電気設備工事編）」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）、「公共建築（改修）工事標準仕様書（機械設備工事編）」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）、「公共建築木造工事標準仕様書」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）及び「建築物解体工事共通仕様書・同解説」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）によること。</p> <p>なお、公営住宅の場合は、公共住宅建設（改修）工事共通仕様書によること。</p> <p style="text-align: center;">(https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000017.html)</p> <p>2 工事の仕様</p> <p>当該工事の施工条件並びに仕様書及び特記事項は、施工条件書並びに設計書及び特記仕様書のとおりとする。</p> <p>3 産業廃棄物</p> <p>施工条件書、設計書、特記仕様書等で産業廃棄物の最終処分が指定されている場合は、産業廃棄物税として処分量 1 トン当たり 1,000 円を見込むこと。</p> <p>また、処分方法の変更等により、課税対象とならなくなった場合は、当該金額を減じた額で変更契約する。</p> <p>4 適切な下請契約及び施工体制の確保</p> <p>(1) 受注者は、現場代理人又は配置技術者を選任した場合、速やかに「現場代理人・主任技術者・監理技術者選任届」を提出すること。</p> <p>(2) 受注者は、下請契約を締結した場合、工事着手前までに「施工体制台帳の写し（添付書類を含む。）及び「施工体系図の写し」を監督職員に提出すること。</p> <p>(3) 受注者は、一次下請負人が二次以下の下請負人又は労務者に対して、建設業法等の法令に違反した行為を行わないよう指導すること。また、法令に違反したときには、是正を求めること。</p> <p>(4) 受注者は下請負人に対し、取引上の地位を不当に利用し、下請工事に通</p>
------	---

入札条件及び指示事項（工事用）

常必要と認められる原価に満たない額で請け負わせてはならないこととされており、適正な下請代金を支払うこと。また、下請代金の支払いは、できる限り現金とし、現金払と手形払を併用する場合であっても、支払代金に占める現金の比率を高めるとともに、少なくとも労務費相当分については、現金払とする等支払条件の向上に努めること。さらに受注者は、発注者より前払金の支払を受けたときには、下請負人に対して建設工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう努めること。

- (5) 受注者は、「工期に関する基準」（令和 2 年 7 月中央建設業審議会決定、令和 6 年 3 月 27 日最終改定）等に基づいて建設工事に従事する者が長時間労働や週休 2 日の確保が難しいような工事を行うことを前提とする著しく短い工期となることのないよう、適正な工期で下請負人と請負契約を締結すること。
- (6) 受注者は、「建設業法令遵守ガイドライン」に基づき、下請負人が実施する労働災害防止対策を明確化し、これに要する経費を含んだ額により下請契約を締結すること。
- (7) 受注者は、発注者から下請負人との契約状況の確認を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 社会保険等未加入対策

- (1) 受注者は、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン（令和 4 年 3 月 30 日国不建キ第 39 号）」に基づき、適切な保険に加入している下請企業を選定するとともに、社会保険の加入状況を確認・指導すること。また、法定福利費を内訳明示した「標準見積書」の活用等により、社会保険料（事業主負担分及び労働者負担分）相当額を適切に含んだ額による適切な下請代金を設定すること。
- (2) 受注者は、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条、及び雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務があるにも関わらず、これを履行していない建設業者（建設業法第 2 条第 3 項に定める建設業者）と特別の事情により下請契約（一次下請契約に限る）を締結しようとする場合は、その理由を付した書面を事前に提出し発注者の承認を得ること。

※建設工事における社会保険未加入対策ガイドライン（長門市版）については、長門市ホームページを参照のこと。

(<http://www.city.nagato.yamaguchi.jp/soshiki/58/17236.html>)

6 一括委任又は一括下請負の禁止

受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

入札条件及び指示事項 (工事用)

<p>7 市内産資材の活用</p> <p>受注者は、施工する工事に要する資材の調達に当たり、市内産資材の購入及び市内取扱業者からの購入に努め、使用材料については、「工事材料使用承諾願」により承諾を得ること。</p> <p>8 市内建設業者の下請活用</p> <p>受注者は、本工事の施工において、やむを得ず工事の一部を下請負に付す場合は、市内建設業者の活用に努めること。</p> <p>9 排出ガス対策</p> <p>排出ガス対策型建設機械の取扱いは、共通仕様書 (1-1-31 の 6) による。ただし、施工条件書又は特記仕様書において特に指定がある場合は、指定した基準の排出ガス対策型建設機械を使用すること。</p> <p>これによりがたい場合、受注者は、使用する建設機械 (機械の名称、メーカー名、形式、指定番号等) について監督職員と協議し、承諾を得ること。</p> <p>※排出ガス対策型建設機械の指定状況については、国土交通省ホームページを参照のこと。</p> <p>(http://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_fr_000002.html)</p> <p>10 建設リサイクル</p> <p>(1) 本工事が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(以下「法」という。)及び「特定建設資材に係る分別解体等に関する省令」(以下「省令」という。)の対象工事である場合は、次の各号によらなければならない。</p> <p>ア 工事契約日前までに、監督職員へ説明書により説明を行うこと。</p> <p>イ 法第 13 条及び省令第 7 条に規定する書類を監督職員に提出すること。</p> <p>ウ 契約書に記載する解体工事に要する費用等は、受注者から提出される法第 13 条及び省令第 7 条に基づく書面により作成すること。</p> <p>エ 法第 13 条及び省令第 7 条に基づく書面の作成方法は以下のとおりとする。</p> <p>(ア) 解体工事に要する費用及び再資源化に要する費用は直接工事費とする。</p> <p>(イ) 再資源化に要する費用は、再資源化施設への搬入費に運搬費を加えたものとする。</p> <p>オ 再資源化に要する費用の変更は、数量増減のみを変更とし、再生資源化に要する単価は正当な理由がある場合を除いて原則変更しない。</p> <p>(2) 受注者は、再生資源利用計画書様式に掲載されている建設資材を工事現場に搬入する場合には、「再生資源利用計画書」を作成し、施工計画書の「再生資源の利用の促進」に関する事項として監督職員に提出するとともに、計画を工事現場の見やすい場所に掲示すること。工事完了後は、「再生資源利用実施書」を作成し、監督職員に提示すること。</p>
--

入札条件及び指示事項 (工事用)

また、受注者は、再生資源利用促進計画書様式に掲載されている建設副産物が工事現場から発生する場合には、「再生資源利用促進計画書」を作成し、施工計画書の「再生資源の利用の促進」に関する事項として監督職員に提出するとともに、計画を工事現場の見やすい場所に掲示すること。工事完了時に「再生資源利用促進実施書」を作成し、監督職員に提示すること。

受注者は、計画書及び実施書を工事完成後 5 年間保存すること。

再生資源利用 (促進) 計画書及び実施書は、原則として建設副産物情報交換システム (COBRIS) により作成すること。

なお、COBRIS により作成できない場合は、国土交通省ウェブサイト (https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm) に掲載の「建設リサイクル報告様式」により作成することとし、工事完了後に「再生資源利用〔促進〕実施書」の EXCEL データを提出すること。

※建設副産物情報交換システムを参照のこと。

(<http://www.recycle.jacic.or.jp/>)

- (3) 受注者は、500m³ 以上の建設発生土を搬出する場合、発注者へ搬出先の盛土規制法等の許可や工事現場の土壌汚染対策法等の現状を確認し、その確認結果票を作成すること。確認結果票は、再生資源利用促進計画の一部として取扱い、現場掲示や保存を行うこと。

また、建設発生土を運搬する者に対し、建設発生土の搬出先の名称・所在地及び搬出量並びに確認結果票の内容を通知すること。これらの内容に変更があった時も同様とする。

- (4) 受注者は、工事完了時に「建設廃棄物管理票 (マニフェスト) A,B,D,E 票」又は、「電子マニフェスト受渡確認票」等を作成し、監督職員に提示すること。

11 建設発生土

建設発生土の有効利用等については、以下のとおり取扱う。

- (1) 現場内及び公共工事間の流用に努めるものとし、やむを得ず残土が発生する場合は、設計図書に明示された搬出先にて処分を行うこと。
- (2) 設計図書 (施工条件書等) に搬出先が明示されている場合であっても、実工程において公共工事間での調整が可能な場合は処分から流用に変更することや、工事間での調整がスムーズに進まない場合は、ストックヤードに一時堆積するなど、柔軟な対応により残土の抑制に努めること。
- (3) 設計図書 (施工条件書等) において民間残土処理場を搬出先としている場合は、「残土処理場に関する届」及び関係図面等を監督職員に提出し、承諾を得ること。なお、受注者が承諾済みの民間残土処分場以外の場所への搬出を希望する場合は、監督職員等の審査・承諾を受けた上で、搬出先とすることができるものとする。
- (4) 受注者は、本工事が搬出元となる場合、搬出先から受領書の交付を受け、

入札条件及び指示事項 (工事用)

	<p>搬出情報を確認するとともに、監督職員又は検査職員から請求があった場合は速やかに受領書の写しを提示すること。また、受領書又はその写しを工事完了後 5 年間保存すること。</p> <p>(5) 本工事が搬出先となる場合、受注者は搬出元に対し、搬入確認後速やかに受領書の交付を行うこと。</p> <p>(6) 受注者は、設計図書に購入土が計上されている場合であっても、発注者が他工事等からの流用が可能と判断した場合は、有効利用の観点から、原則として設計図書を変更するものとする。</p> <p>12 各種調査への協力</p> <p>(1) 公共事業労務費調査</p> <p>ア 本工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合、受注者は、調査表等に必要事項を正確に記入し発注者に提出する等、必要な協力を行うこと。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。</p> <p>イ 調査表等を提出した事業所を発注者が事後に訪問して行う調査指導の対象に受注者がなった場合、受注者は、その実施に協力すること。また、本工事の経過後においても、同様とする。</p> <p>ウ 公共工事労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査表の提出が行われるよう、受注者は、労働基準法等に従って就業規則を作成するとともに賃金台帳を調整・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行うこと。</p> <p>エ 受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には、受注者は、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前 3 号と同様の義務を負う旨を定めること。</p> <p>(2) 施工合理化調査等</p> <p>受注者は、国土交通省が実施する施工合理化調査（施工合理化調査、施工形態動向調査、施工状況モニタリング調査、諸経費動向調査、施工情報調査）の対象となった場合は、別に定める各調査の実施要領により調査表を作成し提出する等、必要な協力を行うこと。</p> <p>(3) 建設副産物実態調査</p> <p>受注者は、国土交通省が実施する建設副産物実態調査対象工事となった場合は、調査表の提出等、必要な協力を行うこと。</p> <p>(4) 技能労働者への適切な賃金水準の確保等に関するアンケート調査</p> <p>受注者は、発注者が実施する技能労働者への適切な賃金水準の確保等に関するアンケート調査の対象となった場合は、自らのアンケートに回答するとともに、下請企業に対して調査への協力を要請する等、必要な協力を行うこと。</p> <p>13 暴力団等の排除</p>
--	--

入札条件及び指示事項 (工事用)

(1) 暴力団等 (暴力団、暴力団関係企業など不当介入を行う全ての者をいう。) から不当介入 (不当要求及び工事妨害をいう。) を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告し、所轄の警察署に届け出ること。

なお、報告を怠り、後で判明した場合は、「長門市が発注する建設工事等請負契約に係る指名停止措置要綱」別表の措置基準「不正又は不誠実な行為」に該当するものとして、1～9 か月の指名停止措置を検討する。

(2) 暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出すること。

(3) 発注者は所轄の警察署と協力し、不当介入の排除対策を講じること。

(4) 不当介入により工期の延長が生じると認められる場合は、約款の規定により発注者に工期延長等の請求を行うこと。

14 標示施設等の設置

工事現場における標示施設等については、「工事現場における標示施設等の設置基準」によるものとし、工事標示板の工事内容及び工事種別の記載は、施工条件書によることとする。

(<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/23378.html#9>)

15 電子納品

受注者は、発注者が電子納品を指定した場合は、「工事及び設計等業務における電子納品実施要領」に基づき電子納品を行うこと。

ただし、監督職員がやむを得ないと認めた場合は、電子納品を行わないことができる。

※電子納品については、山口県ホームページを参照のこと。

(<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/23347.html>)

16 週休 2 日の取組

週休 2 日工事の指定工事においては「週休 2 日工事の実施要領」の定めによるものとし、次の事項に留意の上、実施すること。

(1) 土木系工事については、長門市土木系工事における「週休 2 日工事」の実施要領による。

(2) 営繕系工事については、長門市営繕系工事における「週休 2 日工事」の実施要領による。

各要領及び様式については、長門市ホームページを参照のこと。

(<https://www.city.nagato.yamaguchi.jp/soshiki/58/2257.html>)

17 関係法令の遵守

(1) 受注者は、工事の施工に当たっては、関係法規を遵守し、常に適切な管理を行うものとする。

(2) 受注者は、工事の施工に当たって、土砂等を運搬するときは、道路交通法

入札条件及び指示事項 (工事用)

(過積載の防止等)、貨物自動車運送事業法 (委託運送時の許可業者の使用等) 等の関係法令を遵守すること。

また、車両制限令第 3 条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、事前に道路法第 47 条の 2 に基づく通行許可証の写しを監督職員に提出すること。

- (3) 受注者は、工事に使用する工事車両については、道路運送車両法 (昭和 26 年法律第 185 号) 第 48 条の規定による定期点検整備を確実に実施すること。

18 検査

(1) 完成検査

完成検査については、工期内検査を原則とする。

(2) 中間検査

原則として当初請負金額 3,000 万円以上の工事については 1 回、1 億円以上の工事については 2 回の中間検査を実施する。

また、本工事が「長門市低入札価格調査制度実施要領」の規定により施工体制等の点検を強化する工事に該当する場合は、更に中間検査を 1 回以上追加するものとする。

なお、検査実施時期等については別途指示する。

(3) 出来形検査

工事等の完成前に当該工事等の既済部分に対し、請負者から部分払の請求があったとき、契約の解除があったとき、災害の発生があったとき、又は既済部分を使用しようとするときに行う。

(4) 検査の立会い

発注者による検査時には、請負者又は現場代理人及び主任技術者又は監理技術者が立会うこと。

19 コリンズへの登録

受注者は、工事請負代金額 500 万円以上の工事について、コリンズ (工事実績情報システム) ((一財)日本建設情報総合センター (以下「JACIC」という。)) に基づき、「通知書」を作成し、監督職員の確認を受けた後に、JACIC へ登録するとともに、JACIC 発行の「登録内容確認書」を監督職員に提示すること。

登録内容確認システムにより登録申請を行う場合は、書面による「登録内容確認書」の提出は不要とする。

なお、提出の期限は、以下のとおりとする。

- (1) 受注時登録データの提示期限は、契約締結後、休日等を除き 10 日以内とする。
- (2) 完了時登録データの提示期限は、工事完成後、休日等を除き 10 日以内とする。
- (3) 施工中に、受注時登録データのうち、契約工期、請負金額、現場代理人、

入札条件及び指示事項（工事用）

主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐のいずれかに変更があった場合は、変更があった日から、休日等を除き10日以内に変更データを提示すること。

20 退職金共済制度

建設業退職金共済制度に加入している共済契約者（事業主）は、契約締結後「建設業退職金共済掛金収納提出書」を監督職員に提出するとともに、工事完成時には「建設業退職金共済掛金充当実績総括表」を提示すること。

21 発注者支援業務

受注者は、発注者が建設コンサルタント等に委託した担当技術者が配置された場合には、次の各号によらなければならない。

- (1) 担当技術者が監督職員に代わり現場で立会等の臨場をする場合には、その業務に協力しなければならない。また、書類（計画書、報告書、データ、図面等）の提出に関し、説明を求められた場合はこれに応じなければならない。ただし、担当技術者は、契約書第9条に規定する監督職員ではなく、指示、承諾、協議及び確認の可否等を行う権限は有しないものとする。
- (2) 監督職員から受注者に対する指示、又は通知等を担当技術者を通じて行うことがあるので、この際は監督職員から直接指示、又は通知等があったものと同等とする。
- (3) 監督職員の指示により、受注者が監督職員に対して行う報告又は通知は、担当技術者を通じて行うことができるものとする。
- (4) 担当技術者等が配置された場合の管理技術者の氏名及び担当技術者の氏名は対象工事毎に別途通知する。

22 水雷・傷害保険

港湾工事等において、水雷・傷害保険に付保する必要がある場合は、以下のとおり取扱う。

- (1) 本工事で稼働する作業船のうち、設計図書（施工条件書等）に指定する船種については、必要な期間水雷保険に付保しなければならない。
- (2) 本工事に従事する作業員等のうち、設計図書（施工条件書等）に指定する作業員等については、必要な期間傷害保険に付保（付保額死亡後遺傷害3,000万円/人）しなければならない。ただし、就業中のみ危険担保とする。

23 土木系工事における猛暑対策

夏季作業（5～9月）の予定がある場合、受注者は、契約後速やかに猛暑対策として以下（1）～（4）の措置を講じるか否かについて、発注者と協議を行うこと。

- (1) 熱中症対策に係る現場環境改善費の計上

エアコンや大型扇風機の設置など、現場の施設や設備に関するものにつ

入札条件及び指示事項 (工事用)

	<p>いて実施する。費用については、現場環境改善費を積み上げ計上する。 ※詳細は山口県の「土木系工事における現場環境改善費の実施要領」を参照のこと。</p> <p>(2) 熱中症対策に係る現場管理費の補正 塩飴や経口補水液、空調服など、主として作業員個人に対する対策を実施する。 費用については、工事期間中の日最高気温又は暑さ指数 (WBGT) の状況に応じて、現場管理費を補正する。</p> <p>(3) 施工時間の変更 気温が高い時間帯を避けるため、社会的影響のない範囲内で施工時間を変更する。 施行時間の変更に当たり、関係機関や地元等との調整が必要になる場合は、受発注者が連携して対応すること。 (例：通常 8 時～17 時の施工時間を 6 時～15 時、または深夜時間帯 (22 時～5 時) に変更、通常 8 時間の作業を 6 時間に短縮するなど)</p> <p>(4) 工期の変更 猛暑により計画どおり施工できないことが想定される場合は、工期を延伸する。</p>
--	---

入札条件及び指示事項 (工事用)

専任特例 2 号の監理技術者の兼務要件を満たすことが確認できる資料【別紙 1】

1 兼務対象工事

以下の条件を全て満たす工事

- ①請負対象設計額が 3 億円未満 (営繕系工事の場合は 2 億円未満) の工事
- ②工事の技術的難易度について、監理技術者の兼務に支障がない程度であると、発注者が認めた工事

2 兼務要件

項 目	要 件	確認書類
監理技術者補佐	監理技術者補佐の資格を有すること	一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格の合格証の写し、又は、監理技術者資格者証の写し
	直接的かつ恒常的な雇用関係を有すること	監理技術者資格者証の写し、住民税特別徴収税額通知書の写しなど
兼務する他の工事	同一の監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に 2 件までとすること	監理技術者が兼務する工事のコリンズの写真など
他の工事との距離等	兼務できる工事の施工場所は、本工事の施工場所から概ね 10km 以内、又は長門市内であること	本工事場所と他工事の距離や位置が確認できる資料
兼務する場合の施工体制	以下の点について明らかにすること <ul style="list-style-type: none"> ・監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行する ・監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制をとる ・監理技術者補佐が担う業務等 	業務分担、連絡体制等を記載した書類